

平成 21 年 10 月 11 日制定

## 日本地域学会学会賞修士論文賞の呼称（熊田禎宣賞）を定める規程

（熊田禎宣賞）

第 1 条 日本地域学会（以下、本学会）学会賞の呼称等に関する規程第 2 条および第 3 条の規定に基づき、本学会元会員である故熊田禎宣氏の本学会における業績と貢献を顕彰し、かつ同氏に敬意を表わすことを目的として、本学会学会賞学位論文賞規程第 2 条第一号に定める修士論文賞（以下、修士論文賞）を、「熊田禎宣賞（修士論文賞）」と呼称して授賞する。

（呼称による授賞期限）

第 2 条 前条の規定に基づく熊田禎宣賞（修士論文賞）の授賞は、2009 年度第 18 回から 2018 年度第 27 回までの修士論文賞の授賞を対象とする。

2. 前項の規定は、2018 年度中に、総会の承認を経て改正することができる。

附則

この規程は、制定と同時に施行する。